

一般社団法人 日本ロボット学会 会誌編集委員会および論文査読小委員会内規

2016年1月26日会誌編集委員会制定

この内規は、日本ロボット学会誌・寄稿および査読に関する規則集 F-02 のもとで、分野査読委員長による掲載不可判定の手順を明文化するために作成した。この手順を実施することで、分野査読委員長→査読委員→査読者2名→査読委員→分野査読委員長のパスがカットされ、短期的には著者に迅速にフィードバックできること、中長期的には掲載に至る平均スループットが改善されることが期待され、著者、会誌編集委員会双方にとっての価値向上に繋がると考える。

第1条（分野査読委員長による掲載不可判定を実施する手順）

スカラールン上で、分野査読委員長が自分自身を査読委員に指名し、さらに査読委員としての自分が、自分自身のみを査読者に指名して、査読者としての自分が採録不可理由を記述、以下、逆ルートで査読小委員会委員長に渡すこととする。

第2条（内規の改廃）

この内規の改廃は、会誌理事が提案し会誌編集委員会の承認を得て行い、理事会へは改廃の報告を行う。

附則

2016年1月26日 初版

以上